

## 交通基本法検討会について

平成21年11月13日

### 1. 趣旨

「コンクリートから人へ」への政策転換の中で、公共交通を維持・再生し、人々の移動を確保するとともに、人口減少、少子・高齢化の進展、地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、交通政策全般にかかわる課題、将来の交通体系のあるべき姿、交通にかかる基本的な法制のあり方等について検討を行う。

### 2. 体制

- 辻元副大臣及び三日月政務官が検討会を主催し、外部の有識者・事業者等からヒアリングを行う。
- 検討会の運営に当たっては、辻元副大臣及び三日月政務官が関係各局の課長クラスに必要な作業を指示する。
- 検討会の検討状況は、適宜、政務三役会議に報告するとともに、検討の成果を政務三役会議に報告、了承を得る。

### 3. 具体的な進め方

#### ● ヒアリングの進め方

有識者・事業者等から公共交通の維持・再生に関する課題等、今後の我が国の交通のあるべき姿についてご意見を伺う。

#### ● スケジュール

- ・今後、月に1～2回程度を目途に検討会を開催し、ヒアリングを実施。
- ・来年6月頃を目途にヒアリングを踏まえた検討の成果をまとめる。